

底立てはえ縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底立てはえ縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、新トン数適用船舶（昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいう。）及び旧トン数適用船舶（新トン数適用船舶以外の船舶をいう。）とともに 100 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 7 月 10 日から同年 8 月 12 日までとする。

別表

許可等をすべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
8 隻	<p>東京都海面（東京都の地先海面をいう。ただし、次の海域を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小笠原海域 2 北緯 34 度以北の海域 3 銭洲、御蔵島及びイナンバ島周辺における次のイからへの点を順次結んだ線及びびとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナンバ島距岸 12 海里の線、ホとへは御蔵島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 北緯 34 度 00.2 分 東経 138 度 45.5 分 ロ 北緯 33 度 50.2 分 東経 138 度 37.8 分 ハ 北緯 33 度 48.2 分 東経 138 度 37.8 分 ニ 北緯 33 度 48.2 分 東経 139 度 08.6 分 ホ 北緯 33 度 39.7 分 東経 139 度 31.8 分 へ 北緯 34 度 00.2 分 東経 139 度 48.8 分 	<p>静岡県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が静岡県の区域にある者であること。</p>
2 隻	<ol style="list-style-type: none"> 4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからタの点を順次結んだ線及びタとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとへは八丈島距岸 20 海里の線、リとヌは青ヶ島距岸 6 海里、ルとオは青ヶ島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 北緯 33 度 36.7 分 東経 139 度 47.8 分 ロ 北緯 33 度 29.2 分 東経 139 度 44.1 分 ハ 北緯 33 度 25.4 分 東経 139 度 31.0 分 ニ 北緯 33 度 17.4 分 東経 139 度 33.8 分 ホ 北緯 33 度 12.8 分 東経 139 度 21.1 分 へ 北緯 32 度 50.7 分 東経 139 度 29.1 分 ト 北緯 32 度 50.2 分 東経 139 度 44.3 分 チ 北緯 32 度 27.2 分 東経 139 度 31.5 分 リ 北緯 32 度 26.8 分 東経 139 度 38.3 分 ヌ 北緯 32 度 26.3 分 東経 139 度 54.0 分 ル 北緯 32 度 26.2 分 東経 140 度 00.1 分 オ 北緯 32 度 34.7 分 東経 139 度 58.3 分 ワ 北緯 32 度 35.4 分 東経 139 度 46.8 分 カ 北緯 33 度 23.7 分 東経 140 度 15.3 分 ヨ 北緯 33 度 23.9 分 東経 140 度 07.8 分 タ 北緯 33 度 35.0 分 東経 140 度 14.3 分 5 鳥島距岸 8 海里以内の海域 6 ハロース（ペヨネーズ）及びブミス島距岸 6 海里以内の海域（ただし、5 月から 12 月までは 3 海里以内の海域） 	<p>神奈川県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。</p>